



くらしと憲法

憲法記念春のつどい2016 報告

「沖縄から考える憲法と平和」

No. 92

くらしと憲法
2016年
10月28日発行

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2016年5月22日、京都アスニーにて、「憲法記念春のつどい2016」を開催しました。冒頭には、尾崎彰俊さん(自由法曹団京都支部・弁護士)からの開会挨拶、植松健一さん(立命館大学教授)による「憲法をめぐる情勢報告 -《緊急》・秘密・《中立》・宣伝-」が行われました。続いて、前泊博盛さん(沖縄国際大学教授)から「沖縄から考える憲法と平和」とのタイトルで講演をしていただきました。

前泊さんの講演の内容は、大要以下の通りです。

~~~~~

うるま市で起こった女性遺体遺棄事件の容疑者について、「軍属」という報道がされました。このことから、元海兵隊員である容疑者をアメリカが地位協定によって守ろうとしたのではないかと感じられました。これに対し、日本の側では当初、首相や沖縄担当大臣がコメントを発するということをしませんでした。このような対応の差に接し、犯罪者であっても守ろうとするアメリカと、被害者の側であるにもかかわらず抗議すらできない日本の明確な違いを見せられたように感じました。

沖縄には、全国131の米軍基地のうち、32の基地が立地しています。とくに1972年以降、米軍基地の本土と沖縄の負担割合が逆転していきました。基地が多いということは、犯罪や事故も沖縄に集中するということになります。1972年の復帰以降、2015年までに



5896件の犯罪が起こっており、その1割にあたる574件が、殺人、強盗、強姦、放火という凶悪事件です。演習火災は588件、交通事故も激増しており200件ほど起こる年もあります。京都でも、Xバンドレーダーができて以降、その周辺で交通事故が多発傾向にあります。

航空機事故も676件起きています。普天間基地は「世界一危険な基地」と言われますが、数字でみると、嘉手納基地が462件、普天間基地は15件です。しかし、嘉手納基地については、誰も返還・移設を問題にしていません。また、基地に関する事故で被害が生じることが多いのは、基地の中ではなく、基地の外ということもありま

憲法記念春のつどい 2016

沖縄・辺野古問題から「戦争法」を考える

講演 前泊博盛さん (沖縄国際大学経済学部教授)

5月22日(日) 14時~ (13:30開場、16:30閉会予定)

京都アスニー 第8研修室 京都府中京区西京極下町2-2

3F礼拝堂、地下鉄下京極駅から徒歩15分 丸の内線七条下車 西 075-802-3141

◆参加費 500円 (学生300円)



す。従って、基地を辺野古に移せば安全になるということではありません。

辺野古問題には、法的合理性、軍事的合理性、政治的合理性、経済的合理性、環境的合理性の、5つのポイントがあります。

法的合理性について、米軍基地の建設費用を日本が負担しなければならないことについて、どこに法的根拠があるのか。地位協定上は、アメリカの必要な基地についてはアメリカが負担しなければならないとされているにもかかわらず、辺野古の基地建設費用についてはすべて日本側の負担です。

辺野古に新しい基地をつくる軍事的合理性はどこにあるのでしょうか。2012年に、森本防衛大臣(当時)は、普天間基地の移設先について「軍事的には沖縄である理由はない。政治的には沖縄に置かざるを得ない」と発言しました。

政治的合理性の点では、沖縄は、名護市長選、名護市議選、県知事選、衆院選などにおいて、辺野古の基地は必要ないということを主権者として表明したにもかかわらず、無視されているという問題があります。

これらの問題に加えて、経済的合理性や環境的合理性の点でも問題があります。

1995年の少女暴行事件の後、大田昌秀知事(当時)のもとで、2015年までに3段階に分けて沖縄の基地を全廃するという基地返還アクションプログラムが作られました。この計画により、SACO合意という11施設の返還が実現しました。当時の橋本龍太郎総理は、政治家として、沖縄の世論を追い風としてこの合意を勝ち取っていったと言えます。

ところが、21世紀の琉球処分と言われるできごとが起きました。2013年11月、普天間基地の県外移設を公約に掲げて当選していた沖縄県選出の自民党議員5人が、自民党幹部の「恫喝」に屈し、県内移設容認の立場に寝返りました。有権者に約束したことよりも党に忠誠を誓うことを求められる政治、沖縄から見ると日本の民主主義がそういう現状にあることがよく分かります。そして、「辺野古は事実上困難。県外にもっていくしかない」と言っていた知事も寝返りました。結果、沖縄の振興予算は、3,000億から3,400億に増えました。翁

長知事が、辺野古裁判でこの国の「民主主義の質」を問いたいと語っているのは、この点です。2014年に行われた沖縄県知事選では、仲井真氏は大敗を喫しました。

辺野古では、海上保安庁がアメリカ軍の基地を作るために道具として使われています。地元沖縄県警の士気が低下すると、政府は東京の機動隊を投入しました。砂川事件の際には、国民を弾圧する仕事に耐えきれなくなった警察官が自殺をしています。そういう歴史が繰り返されようとしているように思います。また、安倍首相は、第1次政権の時と同じく、今回も自衛隊を辺野古周辺に派遣しようとしていました。南の島の悲劇としか受け止められていないかもしれませんが、丸腰の反対運動の住民たちに対して、自衛隊は海外に派兵される前に国内で派兵されています。沖縄では、沖縄戦の経験として、「軍は民を守らない」と受け止められています。そういうことが今も自衛隊の使い方として行われています。



辺野古での基地建設は、1966年、67年に、アメリカ海兵隊が計画したものの頓挫していたものです。当時と状況が違うのは、基地建設に要する費用を日本が全面的に負担するという点です。沖縄にある米軍基地では、老朽化で設備を更新すべき時期にきています。そのような基地を日本に返還した場合、代替施設を日本が整備することになります。そして、こういった建設工事では、防衛省等の天下り先業者が独占的に受注していることが報じられています。1967年には、アメリカが中国の脅威の増大を理由に沖縄の基地の廃棄を検討し、普天間基地の再編も検討されました。しかし、それを慰留したのは日本政府でし

た。アメリカは101カ国に安全保障協定等を通じて部隊を派遣しているのに対し、日本はアメリカとのみ安保条約を結んでいる、この非対称な安全保障の観点を変えなければならないように思います。

先の森本防衛大臣(当時)発言にみられるように、政治的理由により米軍基地を沖縄に集中させることは、沖縄に対する差別と受け止められます。安倍首相や菅官房長官を見ていると、沖縄では、「上から目線」で品格・人格を問うという言い方がされます。2015年5月には、辺野古基地建設に反対する沖縄県民集会在那覇市の野球場で開かれ、3万5千人が集まりました。選挙で意思を示しても無視されるため体を張った抵抗しかないという、この国の民主主義の現実を示しているようにも思います。また、安倍政権が2013年4月28日に「主権回復の日」式典を行ったことに見られるように、歴史認識の甘さや沖縄への無関心があるのではないかと思います。

沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故の際の米軍の行動に見られるように、米軍基地問題は、日本の国内であるにもかかわらず手出しをできない、きちんと知らされない問題があるということです。日本と結ばれている地位協定には、とりわけイタリヤやドイツのものに比べても不平等・非対等な点があります。

安全保障の観点についても、中国を取るのかアメリカを取るのかという論法には、経済的な観点が抜け落ちています。そして、本土では「有事の安保」が議論の中心となりますが、沖縄では、有事に備える駐留米軍による平時における演習被害や爆音被害、米兵による被害という「平時の安保」の問題の解決を求めているのです。



## 京都憲法会議 2016年度総会報告

2016年9月23日(金)の夜、京都憲法会議の2016年度の総会が、ハートピア京都で、約30名の会員の参加で開催されました。

まず、木藤事務局長から、①活動総括・運動方針案・役員案、②決算案報告・会計監査報告・予算案提案、③討論のまとめ、④議案の採択という日程案が提案され、承認されたあと、奥野事務局次長が議長に選出されました。

まず、活動総括は、木藤事務局長によりなされ、活動日誌にもとづき、秋のつどい(2015年11月14日)・春のつどい(2016年5月22日)・学習会(2015年10月27日・2016年7月28日)、リーフレットの作成、街頭宣伝、facebookによる発信、中央憲法会議の全国総会、他団体の取組への参加の内容について報告されました。組織の充実・拡大をめぐることは、機関紙である「くらしと憲法」が1回しか発行できなかったこと、個人会員が減少していることが報告され、会員拡大の必要が指摘されました。

運動方針としては、国際情勢・国内情勢が分析され、それを踏まえて、戦争法の廃止をめざすとともに、明文改憲の阻止のため運動をすすめることを基本とし、具体的には、安全保障法制、明文改憲、安保・沖縄・自衛隊の問題、選挙制度改革・政治資金規制の4つの分野を中心に運動を展開して

京都憲法会議監修

木藤伸一朗・倉田原志・奥野恒久編

### 『憲法「改正」の論点

#### —憲法原理から問い直す』

実践運動とつながりながら理論を探究している、京都憲法会議ならではの出版物です。学習に、運動に、広くご利用ください。

(法律文化社、2014年、A5版、180頁、1,900円(税抜))

憲法「改正」の論点

憲法原理から問い直す

京都憲法会議 監修

木藤伸一朗・倉田原志・奥野恒久 編

法律文化社

2014年

A5版

180頁

1,900円(税抜)

法律文化社

### 違憲の戦争法を 廃止しよう!



『違憲の戦争法を廃止しよう!』出版委員会(2015年7月18日)

日本憲法第9条

1 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国際の紛争は紛争解決手続によつて、永久にこれを放棄する。  
2 戦力の持たざることを、後述の条々の他の條は、これを保持しない。国の交戦権は、これを保持しない。

憲法改正阻止京都各界連絡会議(京都憲法会議)

### 『違憲の戦争法を 廃止しよう!』

★これが「戦争法」の内容です!!、★集団的自衛権をめぐるQ&A、など、全8頁のリーフレットです。

ご入り用の際は、事務局までご連絡ください。

(2016年3月29日発行)

いくことが提起され、憲法集会、研究会・学習会、リーフを作成しての宣伝を行い、中央憲法会議とも緊密に連絡し、きょうとネットや京都憲法共同センターをはじめとする共闘関係を発展させること、個人会員・団体会員への働きかけの強化、機関紙「くらしと憲法」の定期発行、会員の拡大が提案されました。役員としては、新たに2名の方に事務局員になっていただくことが提案されました。

この活動総括・運動方針をめぐる討論では、自民党改憲草案が自民党の本音であることを市民の中に繰り返し訴えていくことが必要である、野党共闘は中央だけに任しておいてはいけない、国際環境の変化で憲法を変える必要はないといった意見が出されました。また、自民党による教育現場での「政治的中立性」調査をめぐる状況、介護保険をめぐる取組みの状況について報告があり、今の政治に対して京都でもこれま

で見られないレベルで共闘がはじまっており、個別の政策でも共闘が必要であること、高校の社会科の授業で制度については教えても、現実とのきり結びについては話さない先生が多くなってきて、政治のことに無関心な高校生が増えていること、また憲法会議がいろいろな運動の結節点となりえて、憲法がくらしにどうむすびつくかを語っていく必要があることなどについて発言がありました。

その後、財政に関する議題にうつり、木藤事務局長より決算案の報告、会計監査の大嶋さんより会計監査の報告を受け、さらに予算案の提案と質疑がなされました。

最後に、木藤事務局長から、本日活発に出された意見を積極的に受け止め、今後の活動に反映させていきたい旨の討論のまとめがあり、提案された活動総括・方針案・役員案、決算案、予算案が承認され、閉会となりました。



## 「秋のつどい」

11月20日(日)14時から京都弁護士会館にて、「憲法記念秋のつどい」を開催します。今夏の参議院選挙前には、マスメディアが憲法や安保関連法といった本質的な問題を十分報じなかったという指摘がなされています。今後、改憲の国民投票までもが想定されるなか、メディアには何が求められ現状はどうか、考えてみたいと思います。講師は、メディア史を専攻されている佐藤卓己さん(京都大学教授)です。また、憲法をめぐる最新情勢を多田一路さん(立命館大学教授)に報告いただきます。そのほか、報道機関や教育の現場での取り組みについて、リレートークしてもらおう予定です。



## 「改憲問題研究会」

明文改憲に向けて安倍政権が進むなか、改憲論に理論的に対峙するための研究会(「改憲問題研究会」)を京都憲法会議として発足させます。初回は、「天皇の生前退位」問題と改憲動向の関係について、日本政治史を専攻されている、京都憲法会議幹事の出原政雄さん(同志社大学教授)に報告いただきます。日時・場所は下記の通りですので、ぜひ議論にご参加ください。

- ・日時：12月15日(木)19時～
- ・会場：ハートピア京都第4会議室
- ・報告：出原政雄さん

(同志社大学教授)

『歴史の中の天皇制』(仮)

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館  
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com  
 FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

